

大阪湾圏域広域処理場整備基本計画の変更について

1. フェニックス計画の概要

(1) フェニックス計画の目的

- ・ 大阪湾圏域の広域処理対象区域から発生する廃棄物を適正に埋立処分し、大阪湾圏域の生活環境の保全を図ること。
- ・ 埋立によってできた土地を活用して、港湾の秩序ある整備をし、地域の均衡ある発展に寄与すること。

(2) 広域処理対象区域

2府4県168市町村（滋賀県内すべての市町が対象）

(3) フェニックスセンターの主な業務

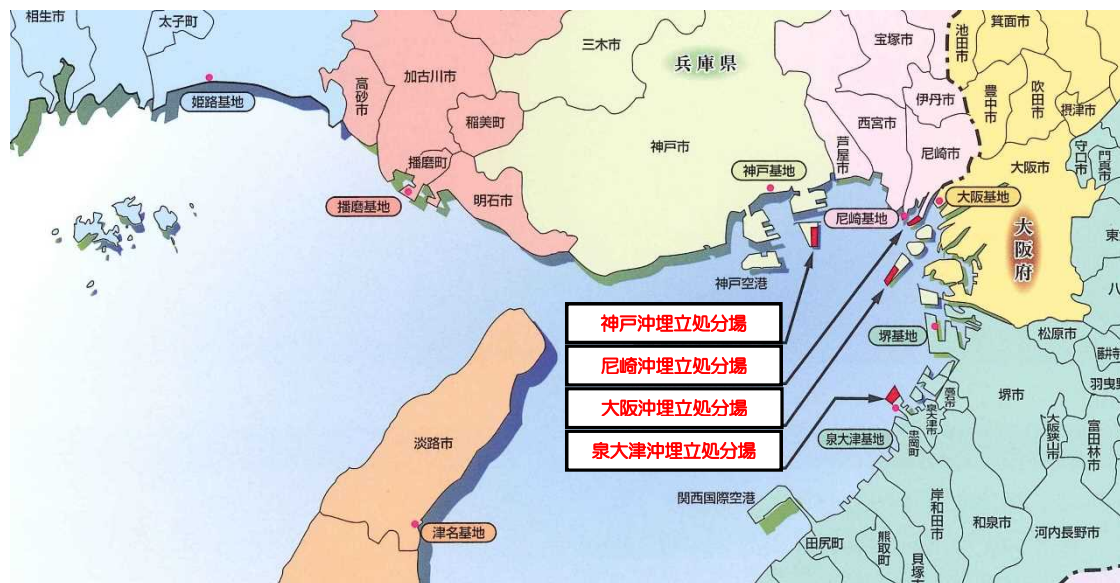
○港湾管理者の委託を受けて次の業務を行う。

- ・ 廃棄物埋立護岸の建設及び改良、維持その他の管理
- ・ 廃棄物埋立護岸における廃棄物による海面埋立てにより行う土地の造成

○地方公共団体の委託を受けて次の業務を行う。

- ・ 一般廃棄物等の最終処分場の建設及び改良、維持その他の管理
- ・ 一般廃棄物等による海面埋立て
- ・ 搬入施設等の建設及び改良、維持その他の管理

○産業廃棄物の最終処分場の建設及び改良、維持その他の管理並びに産業廃棄物による海面埋立て



(4) 埋立の進捗状況

令和3年3月末現在

| | 処分場名 | 受入開始年月 | 面積 (ha) | 計画量 (千 m ³) | 埋立量 (千 m ³) | 進捗率 |
|------------------|---------------|---------|---------|-------------------------|-------------------------|-------|
| 1 期 事 業 | 泉大津沖 埋立処分場 | H4年1月 | 203 | 30,800 | 29,951 | 97.2% |
| | 尼崎沖 埋立処分場 | H2年1月 | 113 | 15,782 | 15,585 | 98.8% |
| 2 期 事 業 | 神戸沖 埋立処分場 | H13年12月 | 88 | 15,000 | 11,684 | 77.9% |
| | 大阪沖 埋立処分場 | H21年10月 | 95 | 13,975 | 5,940 | 42.5% |
| | 合計 | | 499 | 75,557 | 63,160 | 83.6% |

(注) 尼崎沖・泉大津沖埋立処分場は廃棄物の受入を終了している。

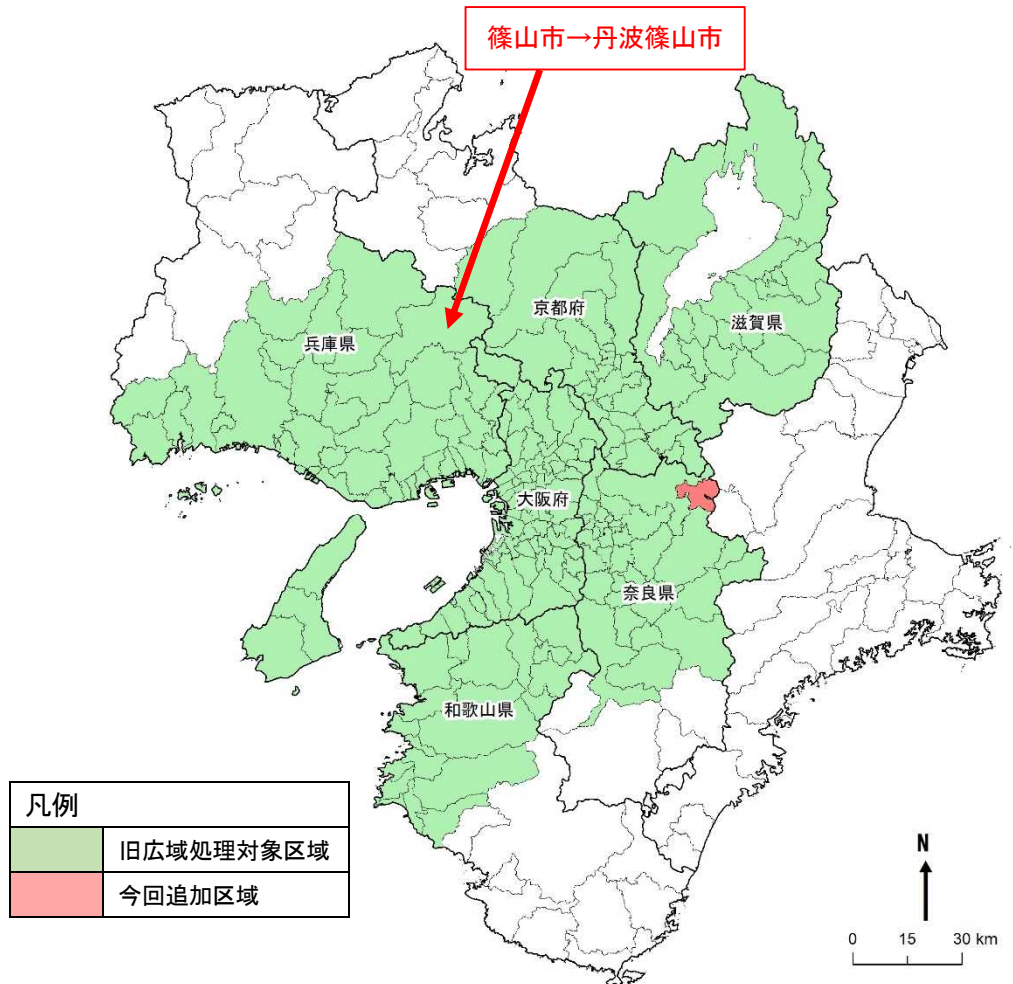
(5) フェニックス計画の経緯

| | |
|----------|--|
| 昭和56年12月 | 「広域臨海環境整備センター法」の施行 |
| 昭和57年3月 | 「大阪湾広域臨海環境整備センター」の設立 |
| 昭和60年12月 | 基本計画の大臣認可 (泉大津沖埋立処分場・尼崎沖埋立処分場の位置づけ) |
| 平成2年1月 | 尼崎沖埋立処分場の受入開始 |
| 平成4年1月 | 泉大津沖埋立処分場の受入開始 |
| 平成9年3月 | 基本計画変更の大臣認可 (神戸沖埋立処分場の位置づけ、受入対象区域の追加、 廃棄物の種類及び量の変更、埋立期間延伸) |
| 平成12年3月 | 基本計画変更の大臣認可 (大阪沖埋立処分場の位置づけ、廃棄物の種類及び量の変更、 埋立期間延伸) |
| 平成13年11月 | 基本計画変更の大臣認可 (受入対象区域の追加、廃棄物の種類及び量の変更、埋立期間延伸) |
| 平成13年12月 | 神戸沖埋立処分場の受入開始 |
| 平成18年3月 | 基本計画変更の大臣認可 (受入対象区域の追加、廃棄物の種類及び量の変更、埋立期間延伸) |
| 平成21年10月 | 大阪沖埋立処分場の受入開始 |
| 平成22年3月 | 基本計画変更の大臣認可 (廃棄物の種類及び量の変更) |
| 平成24年3月 | 基本計画変更の大臣認可 (廃棄物の種類及び量の変更、埋立期間延伸) |
| 平成30年3月 | 基本計画変更の大臣認可 (廃棄物の種類及び量の変更、埋立期間延伸) |

2. 基本計画変更内容

(1) 受入対象区域の変更（広域処理対象区域追加に伴う追加・名称の変更）

- ・ 奈良県山辺郡山添村から、自前処分場の終了に伴う要望を受け、令和3年10月28日に広域処理対象区域追加の環境省告示がなされ、奈良県山辺郡山添村が追加となり、広域処理対象区域は169市町村となった。この告示により追加された区域から廃棄物を受入れるため、受入対象区域の追加を行う必要がある。
- ・ 令和元年5月に兵庫県の篠山市が丹波篠山市に市名変更を行ったため、名称を更新する。



(2) 1期（泉大津沖・尼崎沖）処理場の建設工事・海面埋立て期間の延伸

1期事業（尼崎沖・泉大津沖）については、廃棄物の受入を終了し、陸上残土（建設発生土）による覆土や内水ポンド部の埋立が残っている。しかしながら、陸上残土の受入量が、予定量より下回っているため、令和5年度の埋立完了が困難となっている。

そのため、実態の埋立状況を踏まえた適切な埋立計画とするため、1期事業の受入期間の延伸を行う必要がある。また、埋立の完了後に護岸建設を行う箇所があることから、護岸の建設期間についても延伸する必要がある。

① 泉大津沖・尼崎沖受入期間の延伸

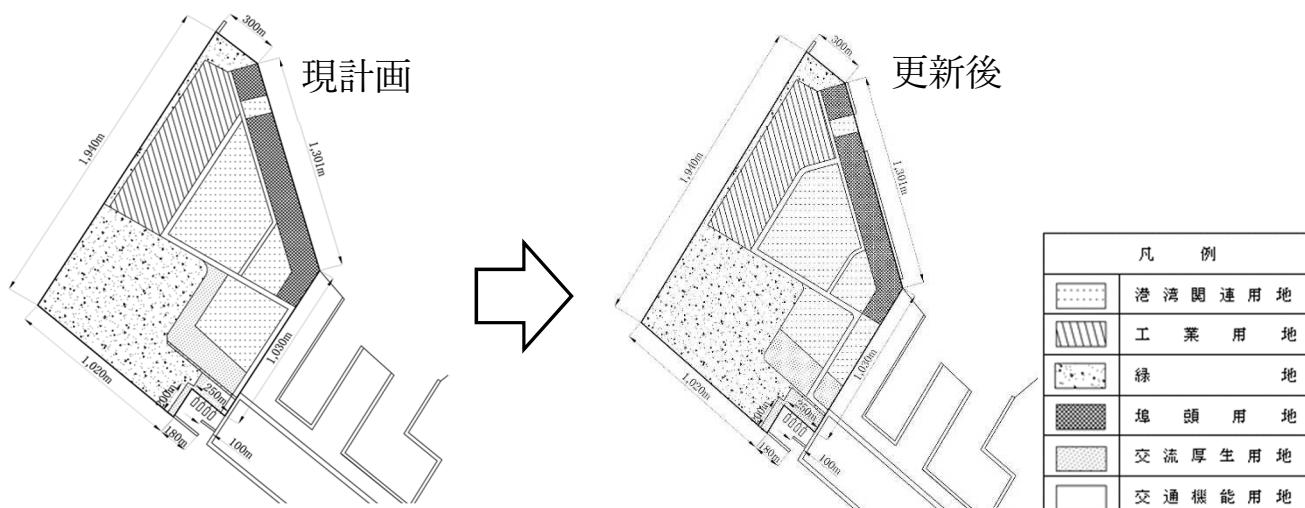
（変更前）令和5年度 ⇒ （変更後）令和7年度

② 泉大津沖・尼崎沖護岸建設期間の延伸

（変更前）令和5年度 ⇒ （変更後）令和9年度

(3) 土地利用計画図面の更新（泉大津沖埋立処分場）

平成 31 年 3 月の堺泉北港港湾計画改訂に伴い、土地利用計画参考図を更新



3. 今後の流れ

令和 4 年 4 月～5 月 (案)公表・縦覧、法定協議等※

令和 4 年 5 月ごろ 港湾管理者協議（地方港湾審議会）・府県環境部局協議（地方環境審議会）※

令和 4 年 6 月 国土交通省及び環境省へ認可申請

令和 4 年 7 月 事業認可

※ フェニックスセンターの法定協議後、各委員の皆様に最終的な計画案をお示し、書面にて御意見をお聞かせいただきます。その後、頂戴した御意見を踏まえて、県としてフェニックスセンターに回答いたします。